

審査基準表

【令和7年度消費者問題関心向上推進等業務委託】

審 査 項 目			審 査 内 容	配点
個 別 項 目	消費者問題関心向上のための啓発活動			
	消費生活フェスタ の開催	消費生活セミナー の開催	消費生活に関する理解が深まることが期待できる提案となっているか。	10
		消費生活に関する ステージショー	消費生活問題に対する関心が高まることが期待できる提案となっているか。	10
		その他イベント	消費者問題に対する注意喚起を効果的に行える提案となっているか。	5
		共通	消費生活フェスタ全体として相互関連した実施方法となっているか。	5
	啓発グッズの作成	啓発パネル	消費者問題に対する注意喚起を効果的に行える提案となっているか。	5
		アリンコグッズ	消費者問題・消費生活センターへの関心向上に効果的なグッズとなっているか。	5
		啓発チラシ	消費者問題・消費生活センターへの関心向上に効果的なチラシとなっているか。	5
	消費生活相談窓口周知及び消費者トラブルへの意識づけのための広告			
	テレビCM		効果的な周知が期待できる提案となっているか。	10
ラジオCM		10		
インターネット広告		5		
全 体 項 目	内容構成力		業務委託仕様書を踏まえた内容で期間内に業務目的が達成できる提案となっているか。	10
			独創的な提案となっているか。	10
	運営体制		業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	5
	実績		本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	5
合 計				100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の点数の平均が60点以上になった者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の点数の平均が最低基準点である60点（満点100点の6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者とする。

【評価基準（5段階）】※5段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案